ハ　制御材（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）の位置	運転中一時間ごと	一年間
ニ　再結合装置（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）内の温度	運転中一時間ごと	一年間
ホ　原子炉（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）に使用している冷却材及び減速材（流体のものに限る。）の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日一回	一年間
ヘ　原子炉（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後十年間
ト　運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検	開始及び停止の都度	一年間
チ　原子炉（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）の運転開始、運転切替え、緊急遮断及び運転停止の日時	その都度	一年間
リ　警報装置から発せられた警報の内容	その都度	一年間
ヌ　運転責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	運転開始及び交代の都度	一年間
ル　原子炉本体（四号炉、五号炉及び六号炉（それぞれ令第一条に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る五号炉及び六号炉をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）に注入する冷却材の流量	毎日一回	一年間
ヲ　原子炉圧力容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものを除く。）の底部の温度	連続して	十年間
ワ　原子炉格納容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものを除く。）内の温度	連続して	十年間
カ　使用済燃料貯蔵槽における冷却材の温度	毎日一回	十年間
ヨ　原子炉格納容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものを除く。）内における原子核分裂生成物のうちキセノン又はクリプトンの濃度	毎日一時間ごと	十年間
タ　原子炉圧力容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものを除く。）及び原子炉格納容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものを除く。）に封入される窒素の流量	毎日一回	十年間
レ　原子炉格納容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものを除く。）内における水素の濃度	毎日一回	十年間
ソ　原子炉施設内における放射性物質を含む海水及び地下水の水位	毎日一回	十年間
ツ　建屋周辺の地下水の水位及び放射能濃度	測定の都度	十年間

三　燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、法第四十三条の三の二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）		
イ　燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡量	受渡しの都度	十年間
ロ　原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	取出後十年間
ハ　使用済燃料の種類別の取出量	取出しの都度	十年間
ニ　取り出した使用済燃料の燃焼度	取出しの都度又は毎月一回	十年間
ホ　使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	五年間
ヘ　使用済燃料の種類別の払出量、その取出しから払出しまでの期間及びその放射能の量	払出しの都度	十年間
ト　燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後十年間
チ　工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料の記録	払出しの都度	当該使用済燃料の貯蔵を委託する使用済燃料貯蔵事業者に記録を引き渡すまでの期間
四　工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録	払出しの都度	当該使用済燃料の貯蔵を委託する使用済燃料貯蔵事業者に記録を引き渡すまでの期間
イ　外観		
ロ　漏えい率		
ハ　真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充てんした後の湿度並びに充てんした不活性ガスの成分、量及び圧力		
ニ　容器内において使用済燃料の位置を固定するために用いた装置の外観		
ホ　重量		
五　放射線管理記録		
イ　原子炉施設（五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設を除く。）のうち遮蔽壁を設ける必要があるもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合における当該使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎日一回。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の施設に限る。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の施設に限る。）の記録にあっては毎週一回とする。	十年間